

障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）について

平成28年4月 1日（金）

障害者差別解消法 施行（平成25年6月制定）

5月23日（月）・24日（火）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領に係る留意事項」

に関する障害者団体ヒアリングの開催

6月24日（金）13:00～14:30

松戸市障害者差別解消支援地域協議会 開催

構成員

	分野	機関名
1	法曹	NPO 法人成年後見支援センター
2	福祉関係機関	中核地域生活支援センターほっとねっと
3		基幹相談支援センターCOCO
4		障害福祉サービス事業所（身体障害）
5		障害福祉サービス事業所（知的障害）
6		障害福祉サービス事業所（精神障害）
7		障害当事者
8	障害者家族会	
9	民生委員	
10	国の機関	松戸公共職業安定所
11	県の機関	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例相談窓口
12	市の機関	人事課
13		行政経営課
14		広報広聴課
15		教育企画課
16		学務課
17		子ども部関係課
18		障害福祉課（事務局）

※ 障害者差別の相談事例 6/24 現在：4件、8/3 現在：7件

7月 1日（金） 下記、対応要領および留意事項 施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領に係る留意事項」

8月23日（火）10:00～12:00 松戸市民劇場

松戸市役所職員向け研修 「管理職および一般職員」 開催予定

講師：弁護士 佐藤 彰一 氏

（千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会 座長）